



発行 新潟県

第26号

令和7年4月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 385 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 386 新潟県民会館に係る使用料の徴収事務の委託（文化課）
- 387 肥料の登録（農産園芸課）
- 388 特殊肥料の検査の結果（農産園芸課）
- 389 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 390 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 391 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 392 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 393 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 394 公共測量の実施通知（監理課）
- 395 公共測量の終了通知（監理課）
- 396 公共測量の終了通知（監理課）
- 397 公共測量の終了通知（監理課）
- 398 公共測量の終了通知（監理課）
- 399 公共測量の終了通知（監理課）
- 400 公共測量の実施通知（監理課）
- 401 公共測量の終了通知（監理課）
- 402 公共測量の終了通知（監理課）
- 403 指定納付受託者の指定（出納局管理課）
- 404 指定納付受託者の指定（出納局管理課）
- 405 指定納付受託者の指定（出納局管理課）

告 示

◎新潟県告示第385号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、弥彦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月7日（水）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	弥彦村防災機能付き多目的施設（ヤホール）	弥彦村全域
5月8日から令和	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者

8年3月13日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、同月30日、 同月31日及び令和 8年1月2日を除 く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
--	---------------	-------------	--

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第386号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定により告示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
新潟県民会館に係る使用料の徴収に関する事務
- 2 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	新潟市中央区西堀前通六番町894番地1

◎新潟県告示第387号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第431号
肥料の種類	菌体りん酸肥料
肥料の名称	越肥の輪にいがた
保証成分量	窒素全量 4.0% りん酸全量 5.0% 内く溶性りん酸 4.5%
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事項は公定規格の とおり
生産業者の名称及び住所	新潟県 新潟県知事 花角 英世 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
登録年月日	令和7年3月26日

◎新潟県告示第388号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第30条第1項の規定により、令和6年10月から12月に収去した特殊肥料の検査結果の概要は次のとおりである。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

生産業者	特殊肥料の種類	肥料の名称	検査結果	備考
------	---------	-------	------	----

圓山 富栄	堆肥	マルヤマ堆肥	TN 1.7% TP 1.0% TK 3.2% C/N 14 TCu 19mg/kg TZn 125mg/kg	
佐藤 均	堆肥	乳牛の土根生	TN 1.4% TP 2.5% TK 1.3% C/N 20 TCu 14mg/kg TZn 93mg/kg	
新発田市	堆肥	新発田市米倉1号	TN 1.0% TP 0.2% TK 1.0% C/N 24 TCu 28mg/kg TZn 107mg/kg	
片倉コープアグリ株式会社	石こう	くみあい硫カル	TN 0.3% TP 1.2% TK 0.3% C/N 4 TCu 10mg/kg TZn 31mg/kg	
株式会社山本苗屋	堆肥	山本苗屋もみ殻堆肥	TN 0.3% TP 0.2% TK 0.2% C/N 41 TCu 7mg/kg TZn 33mg/kg	
燕市	堆肥	せんてい君	TN 0.4% TP 0.2% TK 0.3% C/N 47 TCu 6mg/kg TZn 32mg/kg	
今井 営	堆肥	牛ふん発酵堆肥	TN 1.3% TP 0.7% TK2 1.9% C/N 18 TCu 13mg/kg TZn 71mg/kg	
株式会社長岡牧場	堆肥	豚ふん堆肥	TN 3.0% TP 2.7% TK 1.0% C/N 9 TCu 76mg/kg TZn 277mg/kg	

株式会社ホーネンアグリ	混合特殊肥料	有機6号	TN 0.9% TP 0.3% TK 0.6% C/N 21 TCu 14mg/kg TZn 66mg/kg	
株式会社小海工房	堆肥	牛ふんたい肥元気君	TN 0.9% TP 0.9% TK 1.6% C/N 20 TCu 7 mg/kg TZn 54mg/kg	
十日町市(川西支所農林建設課)	堆肥	ニューエコっぺ	TN 2.1% TP 2.9% TK 1.6% C/N 12 TCu 73mg/kg TZn 260mg/kg	
有限会社澤口養豚場	堆肥	トントン拍子	TN 1.5% TP 1.9% TK 1.6% C/N 15 TCu 159mg/kg TZn 276mg/kg	
株式会社東山ファーム	くん炭肥料	もみ殻くん炭	TN 0.2% TP 0.7% TK 0.8% C/N 148 TCu 5 mg/kg TZn 38mg/kg	
加茂湖漁業協同組合	貝殻肥料	破碎カキ殻	TN 0.2% TP 0.2% TK 0.1%未満 C/N 2 TCu 4 mg/kg未満 TZn 20mg/kg	

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量

◎新潟県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新潟市及び阿賀野市の一部を受益地域とする県営阿賀野川右岸第3地区農業用排水施設整備（かんがい排水と併せ行う農地防災排水）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年4月7日から令和7年5月7日まで
- 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第390号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第18項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和7年4月4日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市南区上木山51番地	丸山 久夫 (理事長)
〃	南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地1	田巻 俊光
〃	〃 大字横場新田1942番地	齋藤 孝夫
〃	加茂市大字下条甲1511番地1	井上 長治
〃	〃 岡ノ町8番35号	近藤 喜作
〃	新潟市南区鷺ノ木新田1814番地乙	遠藤 均
〃	〃 神屋505番地	金子 勝衛
〃	〃 新飯田6674番地	細野 三樹夫
〃	〃 下道瀧197番地	平山 信之
監事	新潟市南区茨曾根4994番地	小林 隆夫
〃	〃 中塩俵50番地	田邊 丈文
〃	南蒲原郡田上町大字坂田3番地	小野塚 隆蔵
〃	加茂市大字天神林2390番地	小柳 友蔵
就任年月日 令和7年3月16日		

2 退任

理事	新潟市南区上木山51番地	丸山 久夫 (理事長)
〃	南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地1	田巻 俊光
〃	加茂市大字下条甲1511番地1	井上 長治
〃	〃 大字後須田804番地	樋口 正久
〃	〃 岡ノ町8番35号	近藤 喜作
〃	新潟市南区大郷621番地	遠藤 徹
〃	〃 牛崎315番地	荒井 誠一
〃	〃 茨曾根4994番地	小林 隆夫
〃	南蒲原郡田上町大字横場新田1942番地	齋藤 孝夫
監事	新潟市南区小蔵子2037番地4	片野 秀雄

〃	〃	中塩俵50番地	田邊 丈文
〃	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田1836番地	石澤 昇	
〃	加茂市大字天神林2390番地	小柳 友蔵	

退任年月日 令和7年3月15日

◎新潟県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営山谷稲葉地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月4日

新潟県十日町地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年4月7日から令和7年5月7日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県十日町地域振興局農業振興部ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することはできなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を令和7年3月26日認可した。

令和7年4月4日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、佐渡市の国仲西部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月4日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市下長木387 菊池 正敏

就任年月日 令和7年3月20日

◎新潟県告示第394号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（山王入地区用地測量）
- 2 作業期間 令和7年3月19日から令和7年8月29日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市大字宮平地内

◎新潟県告示第395号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（レベル2500地形図修正）
- 2 作業期間 令和6年10月24日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西蒲区内

◎新潟県告示第396号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県三条地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年7月22日から令和7年3月24日まで
- 3 作業地域 新潟県三条市新屋地内、三条市南五百川地内

◎新潟県告示第397号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、弥彦村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 空中写真測量（地図情報レベル 1000）
公共測量 修正数値図化（地図情報レベル 2500）
- 2 作業期間 令和6年5月15日から令和7年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県西蒲原郡弥彦村の全域 25.17km²（空中写真測量）
新潟県西蒲原郡弥彦村の一部 9.67km²（修正数値図化）

◎新潟県告示第398号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 令和6年5月15日から令和7年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市内、糸魚川市内

◎新潟県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 打越地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和6年9月11日から令和7年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西蒲区打越ほか 地内

◎新潟県告示第400号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 数値図化（新規 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 令和7年4月1日から令和7年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市の一部 11.96km²
新潟県刈羽郡刈羽村の一部 0.7km²

◎新潟県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和6年8月26日から令和7年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県村上市、燕市、柏崎市、南魚沼市及び糸魚川市の民有林の一部

◎新潟県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 数値図化（新規 地図情報レベル1000）
- 2 作業期間 令和6年11月28日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市大字虫生岩戸 0.94km²（新規数値図化）

◎新潟県告示第403号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都江東区豊洲二丁目2番31号
三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎新潟県告示第404号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号
第四ディーシーカード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎新潟県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。
令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号
第四北越ジェーシービーカード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入及び端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで